1 昭和29年2月26日

- 四月十五日年 金曜日發行 第三種郵便物認可(但休日に当ると

♦規 則 目 る規則 鳥取県職員の停年に関する規程等を廃止す ・ 次

♦ ♦ 計

追加予算臨時県議会において議決になつた歳入歳出 定例教育委員会の招集

◇ 教委告示 定例 小谷敬吉外

鳥取県職員の停年に関する規程等を廃止す る規則をここ

に公布する。

昭和二十九年二月二十六日

西 尾 愛

則

鳥取県知事

治

鳥取県規則第九号

きは翌日)

 \mathbf{T}_{i}

次に掲げる県令及び規則は、 鳥取県職員の停年に関する規程等を廃止する規則 廃止する

鳥取県職員の停年に関する規程(昭和二十四年四月鳥取

県規川第三十号)

昭和七年法律第十三号ニョ ル恩給更生手続 (昭和七年十

二月鳥取県令第五十 号)

町村長其ノ他ノ者ョリ知事ニ提出スル文書ノ取扱ニ関ス ル件(昭和十七年七月鳥取県令第五十九号)

手数料徵收規程(昭和七年九月鳥取県令第四十号) 貸付金徵收規程(昭和七年九月鳥取県令第四十二号)

明治二十二年九月鳥取県令第九十四号(市町村及町村組

合区域名称並市町村役場位置ニツィテ)

第三十九号) 市町村其ノ他効績表彰規程(明治四十二年八月鳥取県令

社団及財団法人取締規程 (明治四十四年十二月鳥取県令

結核患者救療規程 第四十八号) (昭和七年

十月鳥取県令第四十五号)

除巡視採用規則

第2492号

県規則第六十

取果令第十九号) 医師中毒患者診断ノ場合届出

用スヘキ町ノ指定ニツイテン 明治四十四年八月鳥取県令第二十六号 (汚物掃除法ヲ準

四号)

売樂取締法令施行細則

(大正三年十一月鳥取県令第三十

防毒資材取締規則施行細則 阿片法施行細則 (大正八年十 (昭和十五年四月島取県令第 一月鳥取県令第四十九号)

十五号)

自作農創設特別措置法施行細則

(昭和二十三年五月鳥取

三十七号) 医藥部外品等取締法施行細則 (昭和二十二年十二月鳥取

第七十七号)

花柳病予防法特例施行細則 (昭和二十一年十月鳥取県令

= 7

(明治三十三年三月鳥取県令第十二号) 度量衡取締規則(昭和二年三月鳥取県令第十二号 卸売業者登錄于数料徵收規則 麻頬販売業者登録于数料及びわら工品並びに除虫菊乾花

県規則第百三号) (昭和二十四年十一月鳥取

家きんコレラ予防規則 種豚植付規程(大正九年十二月鳥取県令第五十五号) 三十号) (昭和二十五年五月鳥取県規則第

鳥取県賽蚕技術員規則 五倍子取締規則 製紙原料增殖補助規程(大正九年三月鳥取県令第十 (昭和二十二年五月鳥取県規則第十 (昭和十三年十一月鳥取県令第五 一号) 号)

鳥取県道路工事受益者負担規程 県規則第三十三号) (昭和十三年四月鳥取県

令第九号)

鳥取県道路工事受益者負担規程施行細則 (昭和十三年四

月鳥取県令第十号) 道路損傷負担金徵收規 則 (昭和二十三年四月鳥取果規則

明治四十一年七月鳥取県令第三十二号(電気コ 経由 関ス ル 願

第百三十六号) 果有浚渫船土運船貸付規程 (大正十五年十二月鳥取県令

第二十二号)

١.

1

の三号) 質屋取締法施行規則 (昭和二十三年三月鳥取県規則 第十

汚物掃除法施行細則 (明治三十三年三月鳥取県令第十号

公 報

鳥取県

鳥取県訓令第三号

訓

令

市

申 本 庁内 部局 Ø 長

金曜日

類 附属 機関 0 長 長

地 方 0

次に掲げる訓令及び訓令甲は、 廃止する。

九年二月二十六日

和二十

昭和29年2月26日

尾

鳥取県知事

県庁 ÷ へ差出ス 添書ヲ要 キ人民願届書 ハ事実ノ調査報告等ヲ要ス (明治四 + 一年七月鳥取 県

令甲第八号 小使被服属具貸与及給与規程 (大正十四年七月鳥取 果訓

訓令第三十二号)

同様ノ取扱ヲ受クヘキ者ノ件 市町村立小学校教員退隱料及遺族扶助料法 (明治二十五年五月鳥取県 ニ関シ訓導ト

訓令第八十四号

税務ニ関シ直接文書往復ノ 令第八号) 件 (明治三十年一月鳥型県訓

家屋賃貸価格調查規程

(昭和四年五月鳥取県訓令甲第

県稅<mark>徵</mark>收及県稅外收入收納取扱手続 (昭和七年九月鳥取

県訓令甲第二十 一**号**)

月鳥取県訓令甲第四号) 県有財産ノ取得管理及処分事務取扱手続 (昭和 + 九年三

諸收入收納取扱手続(大正十一年四月鳥取県訓令第十五

維持保存ス 明治二十四年六月鳥取果訓令第九十九号(市町村 ル 公園地内使用及其使用料徴收等ノ 取 扱 = 於 = ッ

治

範囲ノ件

. .

1.

六号) 名簿ヲ整備ノ件 市町村巡視及出納檢閱施行手続(大正四年五月鳥取果訓 学事視察規程 法人ト爲スニ付甲請書ノ経由方甲出ノ場合ノ取調ニツイ 明治三十七年十月鳥取県訓令第六十号(社団又ハ財 市町村吏員印章規程(昭和八年十一月鳥取県訓令甲第十 金庫管理規程準則 市町村出納規程 テ 等ニ関スル 市町村長、 本籍人並入寄留者ノ犯罪人名簿、 令第七十三号) テ 諸報告樣式 市町村水利組合事務報告例中社会事業調査表 (大正三年 (明治四十一年七月鳥取県訓令第三十 (昭和十三年三月鳥取県訓令甲第

(昭和二年二月鳥取県訓令甲第十号) (大正二年六月鳥取県訓令第二十八号) 十二月鳥取県訓令第三十九号) 禁治產者名簿及破產者

二十八号

团

ラ

鳥取県予算執行監査規程 (昭和十八年四月鳥取県訓 • 令

Ħ

年次勤労統計調查事務取扱手続 第九号) (昭和十九年五 月鳥 取県

訓令甲第二十七号 事業所統計調查事務 訓令甲第十八号 取扱手続 (昭和二十二年七月鳥取

市町村医設置標準 (明治二十八年八月鳥取県訓令第九十

取県訓 衛生組 令第八号 合ニ於テ定メ 規約ノ 標 準 明 治三十 年 月 鳥

鳥取県立花柳病診療所診療費及手数料徵收条例施行手続

県訓令甲第十三号

現住人生産、

死產並死

乙報告規程

(昭和

六年

鳥

傳染哲予防救治ニ従事スル者ニ手当ヲ給与ス (昭和十五年四月鳥取県訓令甲第八号) ギ 件 領

傳染病予防救 治二十八年六月鳥取県訓令第六十三号) 治 従事スル者ニ月手当ヲ給与ス キ者ノ

市町村稅增徵条例準

則

(昭和十

五年九月鳥取果訓

令甲第

4

. .

明治三十三年四月鳥取県訓令第四十二号 (明治三十三年三月鳥取県訓令第三十

視吏員ノ服制 ニツイテ)

視東員ノ職務章程中ニ規定スヘキ条項ニツイテ) 明治三十三年四月鳥取県訓令第四十五 号 へ鳥 取市掃除監

設備スル傳染病院隔離病舎ノ構造ニツイテ) 明治三十三年十一月鳥取県訓令第百四号(市町村 = 於

病舍及隔離所ニ於ケル食費薬価ノ徴收ヲシタルト 明治三十三年十二月鳥取県訓令第百五号(傳染病院隔離 牛 ラ報

防ニツイテ) 明治三十五年十一月鳥取県訓令第六十八号 (虎列罹病予

癲予防 - 関スル法令施行手続 令第二十六号) (明治四十二年四月鳥取県

米子町及倉吉町掃除巡視服務規律 令第四十号) (明治四十四年八月島

関 ス (明治二十八年七月鳥取県訓令第六十九号)

十一号) 水害後衛生上ノ心得 (明治三十一年九月鳥取県訓令第九

方針・ツイテ) 明治三十二年三月鳥取県訓令第二十六号(赤痢病予防ノ

イテ) 明治三十二年十一月鳥取県訓令第百十九号 (鼠駆除 = ッツ

扱ニツイ 明治三十二年十二月鳥取県訓令第百二十五号(斃鼠ノ取 テ

胞衣埋沒取締規則執行心得 令第六号) (明治三十三年 一月鳥取県訓

告ニツイテ)

三月鳥取県訓令第十六号) 傳染病看護婦及消毒婦養成三 関ス ル 規程

(明治三十三年

鳥取市掃除巡視服務規律 第二十九号) (明治三十三年三月鳥取県訓令

明治三十三年三月鳥取県訓令第三十号

5

掃除監督吏員二 用等ノ報告ニツ イデ) 他ノ 事務ヲ釈掌 セ L (掃除監視吏員採 ル ヲ

٠.,

(鳥取市掃除監

米子町及倉吉町掃除監視吏員ノ採用、 制服、 証票

(明治四十四年八月鳥取県訓令第四十 一号

得

#

ル

第2492号, 6 十五号) 十三号) 度量衡取締規則施行手続 壳藥取締法令取扱手続(大正三年 訓令甲第四 屠場法施行規則細則取扱手続 鳥取県訓令甲第三十七号) 花柳病予防法特例施行細則取扱手続 町掃除監視吏員ノ職務章程中ニ規定スヘキ事項ニツイ 治四十 四年八月鳥取県訓令第四 十四号) (昭和二年三月鳥取県訓令甲第 (昭和二十二年七月鳥取県 十二号 + (昭和二十一年 一月鳥取県訓令第三 (米子

第三十号) 結核患者救療規程施行手続 (昭和七年十月鳥取県訓 令甲

クル

 \exists

آ

ヲ要セザル件

(昭和二年三月鳥取県訓令甲第十

取ニツイテ) 気象通報取扱手続 大正二年九月鳥取県訓 **県訓令第四十号(五倍子繁殖奬励並採(昭和十五年三月鳥取県訓令甲第七号)**

壞等ノ 明治二十六年四月鳥取県訓合第六十 公有林野整理規程 際ノ報告ニツィテ) (大正七年八月鳥取県訓令第四十一号) 号 (船舶沈沒、

船鑑札二 関スル事務取扱方心得 (明治 рц 年 七月鳥取県

> 県訓令第六十 令第十 九号水利組合設置手続 -一号) (明治四十一年九月 鳥取

町

及倉

十月

ゔ 吉

ス = ツイテ) 明治四十一年十二月鳥取県訓令第七十七号(水利組合法 依リ不均 ルコト ヲ議決シ許可ヲ禀請ス 一ノ賦課ヲ爲シ又ハ組合內ノ一 ルトキ添付 部 ス ヘキ書類 = 対シ賦課

各廨修繕工事処理方(大正六年 道路法第五十二条但書ノ規定ニ 大正十年十月鳥取県訓令第三十三号 ル道路ノ路線ヲ処分シタルト 丰 依り監督官庁ノ認可ラ受 ノ報告ニツイテ 一月鳥取県訓 (変更叉へ廃止 令第二号) シ Ŋ

生スル 明治二十四年 「ボウフ」 十月鳥取県訓令第百五十八号 「バレ ン」草ノ蕃殖ニ ッ (沿海沙漠 1 ゔ

明治二十 生ス 取県訓令第百五十二号) 寺院宝物古器物古文書目錄帳書式 ル 「バレ 九年九月鳥 ン L. 「ボウフ 取県訓令第百二十三号 草ノ蕃殖ニツイ (明治二十四年十月島 (沿海沙 き 漠

11

L

13

県訓令第百三号) 関ス ル 法令執行心得 (明治二十八年十月鳥取

質屋取締二

ニ依リ 明治三十二年十一月鳥取県訓令第百十八号 国庫ノ所得 ŀ ナ ル \sim キ金員ヲ生シタ ル (水難救護法 場合ニ ック イ

学校綜合視察規程

(昭和十

六年七月鳥取県訓令甲第十五

令甲第九号)

明治二十七年九月鳥取県訓令第百四十 ----号 (小学校生徒

体育及衛生ニツイテ)

取 県 公

公立学校処務規程

(大正二年十

月鳥取

果訓令第四十四号

二月鳥取県訓令甲第八号 学校歯科医ノ設置並職務及服務ニ 関ス jν 規程 (昭和二年

学校看護婦ノ 設置並職務及服務三関 ス ル 規程 (昭 和二年

二月鳥取県訓令甲第九号)

金曜日

鳥

市町村立小学校長及正教員ノ (昭和七年七月鳥取県訓令甲第十三号) 命発並補職 = 関 ス ル 辞令式

学校職員傭人等身体檢查規程 県訓令甲第三号)

昭和29年2月26日

学校建築物ノ営繕並

保全二

関

ス

ル件

(昭和十年三月鳥取

第二号 (昭和十三年一月鳥取県訓

> 鳥取県告示第六十号 告 示

る者は、 第一項第三号の規定により失業保險法の適用を除外され 失業保險法 び同法施行規則 次のとおりである (昭和二十二年法律第百四 (昭和二十四年労仂省令第六号) 十六号)第七条及 第六条

昭和二十 九年二月二十六日

法律 対する退職手当の臨時措置に関する法律 次に 第百四十 掲げる市町 に雇用される者であつて 国家公務員等に 市町名 鳥取県知事 に準じ退職手当を支給され 西 尾 (昭和 愛 二十五年 治

市 昭和二十八年十月 用

吉

+

鳥取県公立学校職員徽章様式

(昭

和

六年四月鳥取県訓

8

根

雨

菜種油粕粉

因幡製油 河瀨製油

所 腁

-=

 Ξ \circ

金曜日鳥取県公報

第2492号 報 範囲につい 域並びに委員の名称及びその定数につい

その事務の一部を県出納員に委任させた事頃について) 昭和二十七年十月鳥取県告不第五百 県告示第二百五十三号) 鳥取県引揚者接護連絡本部規程 鳥取県町村吏員恩給組台規約 示第百六十六号 (昭和十八年四月鳥取県告 (昭和二十一年六月鳥 十号 (出納 長をして

昭和二十三年三月鳥取県告示第九十二号 て (民生委員の X 取

秩序保持に関する政令の実施につき知事の指定する者 昭和二十四年八月鳥取県告示第四百五十五号 (引揚者 0 0

5

昭和二十 防法特例施行細則第五条の規定による診療所 鳥取県授產事業審査委員会規程 県告示第五百八十五号) 一年十月鳥取県告示第四百三十六号 (昭和二十四年十月鳥取 の指定に (花柳病予 0

て

康診 花柳病予防法特例施行細則第五条の規定による業態者健 要項 和 - 年. 月 鳥 取県告示第四 百 三十五

塩化加里 硫酸アン 配合肥料 化成肥料 第五項の規定に基き昭和二十八年十二月及び昭和二十九肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号(第三十条 年一月中に実施した肥料檢査の結果は次のとおりである。 肥料の種類 鳥取県告示第六十二号 Ξ 麻油粕粉 昭和二十九年二月二十六日 朝 ŧ ___ 町町 ァ 鳥取県知事 住友化学工業株式会社 神島化学工業株式会社 片倉肥料株式会 株式会社多木製肥所 東京貿易株式会社 サ工業株式会社 日市製油 保証票添付者 田 + 脏 月 尾 点檢 **数**查 B ---六 \equiv 愛 ----六 格內容不 治 \circ \circ \bigcirc \circ 0

八十二号)

果有自動車賃付規程

(昭和四年十

一月鳥取県告示第二百

昭和五年二月鳥取県告示第四十四号(家屋税調査

員

選

拳

九号)

家屋賃貸価格調査規則

(昭和四年五月鳥取県告示第百十

次に掲げる告示は、廃止す 鳥取県告示第六十五号

る。

昭和二十九年二月二十六日

鳥取県知事

西

尾

治

昭和29年2月26日

号.

取締施行細則第四条に規定する大川の指定について) 昭和二十三年二月鳥取県告示第四 + 九号(墓地及埋火葬

る業者指定について) 規則第二条第一項の規定により業務上医薬品等を使用 昭和二十三年三月鳥取県告示第九十五号(医薬品等配給 3

鳥取県工業用機械貧付規程(昭和十五年三月鳥取県告 亦

第百四十二号)

取締規 昭和十五年十一月鳥取県告示第八百二十七号 則 依ル飼料販売取締員 (ノ携帯ス ~ 丰 証票に (飼料販 0 売 \vee

六百号) 鳥取県工作機械 鳥取県金属材料 **精度檢查** 規 則 (昭和十 七年 九月鳥 取

示第六百一号)

14

県有財産ノ取得官理及処分ニ関スル規

則施行細則

(昭和

九年三月島取果告

示第九

ニツィテ)

調査分第四十七条二依ル第二次家屋税調査委員設置区域

昭和六年八月鳥取県告示第二百九十六号

(家屋

賃貸価

人名簿、投票用紙、

封筒ノ様式ニツイテ

鳥取県告示第四百三十六号) 鳥取果欒用植物栽培專業費補助要綱 (記 和二十五年八月

試験規則 (昭和十七年九月鳥取県告示第

県告

整理組合規 約例 留 和九年二月鳥取県告示第五

+

几

臧

 \succ

116

11

第2492号 10

販売ニ供スル種子用米麦ノ表示並檢査ニ

関ス

ル

件

留

和

鳥取県農業共済組合專任職員資格試験委員規程 十九年七月鳥取県告示第四百二十一号) 十七年四月鳥取県告示第二百二十号) (昭和二

鳥取県桑園整理改植助成金交付規程 県告示第二百十七号) (昭和七年九月鳥取

鳥取県薪炭生産登錄制実施要綱(昭和二十三年五月鳥取

昭和二十四年八月鳥取県告示第四百十三号(農地調整法 県告示第三百九十号)

施行規則第四十条の規定による証票について) 昭和二十四年九月鳥取県告示第四百八十七号(農地調整

取県告示第五百二十九号) 農用公共施設新設改良事業補助規程(昭和十二年九月鳥法第四条第二項第三号の三反步を基準とする面積

告示第六百十一号) 旱害応急施設事業補助要項(昭和二十三年十二月鳥取県 市町村綜合指導班設置規程 (昭和十 一年十二月鳥取県告

並びに巡査部長派出所設置について)

昭和二十三年一月鳥取県告示第二十五号(警察区劃につ 示第六百七十六号)

昭和二十三年一月鳥取県告示第二十六 いて) (号醫部及醫部補

昭和二十三年一月鳥取県告示第三十三号 察署長に充つる警察署指定について) (警視を以て警

鳥取県告示第六十六号

十八年度鳥取県蕨入蕨出追加予算は、 昭和二十九年二月十九日臨時県議会の議決を経た昭和二 次のとおりである。

昭和二十九年二月二十六日

鳥取県知事 尾 治

昭和28年度鳥取県蒙入蕨出追加予算

爽 N

地方財政平衡交付金

2.106.692

地方財政平衡交付金

追加予算額

施與

2 106.692

16

2.305.383

\$

軍 画 徭 孝 型 田 金 ₩

ıс

田 田

2.305.383

11:41: H 4.412.075

社会及び労仂施設費 Ш 追加予算額 4.412.075

插罗

東部支所勤務を命ずる。

鳥取県教育委員会事務局職員

小

谷

敬

吉

叙

任

及

75

辞

싂

その他

昭和二十九年二月十六日

鳥

取

県

敎

育

委

員

会

爽

屈

6

継 按 軍 費 4.412.075

00

襲 田

ПÞ Tip: 4.412.075

昭和29年2月1日專決

金曜日鳥取県公報

展

教育委員会告示

学事課勤務を命ずる。

鳥取県教育委員会事務局職員

樽

谷

欣

....

昭和二十九年二月十六日

取

県

敎

育

委

員

会

大

村

勝

定例教育委員会を次のとおり招集する。

鳥取県教育委員会告示第十七号

昭和二十九年二月二十六日

H 鳥取県敎育委員会員長 三月一日午前十時生

昭和29年2月26日

場 議

11

=

所 県教育委員会議室

題 昭和二十九年度予算につい

T.

鳥取県教育委員会事務局職員

管理課勤務を命ずる。

荻

原

治

郎

昭和二十九年二月十六日

県 敎 育

委 員

숲